モバイル市場の競争環境に関する研究会 (第11回)

- 1 日時 平成31年4月19日(金) 17:00~18:00
- 2 場所 総務省第一特別会議室(8階)
- 3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、長田構成員、西村(暢) 構成員、西村(真)構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長

○総務省

鈴木総務審議官、谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、田原電波部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、安東電気通信技術システム課番号企画室長、梅村消費者行政第一課長、布施田電波政策課長、荻原移動通信課長、片桐移動通信課企画官、大内事業政策課調査官、大塚料金サービス課企画官、茅野料金サービス課課長補佐、横澤田料金サービス課課長補佐

【新美座長】 それでは皆様こんにちは。ただいまからモバイル市場の競争環境に関する研究会、第11回会合を開催したいと存じます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

なお、本日は冒頭にカメラ撮りの時間を設けておりますので、ご了承いただけますよう お願い申し上げます。

それでは早速でございますが、議事に入りたいと存じます。3月14日の会合の後、3月16日から4月1日までの間、モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書(案)につきまして、パブリックコメントを行わせていただきました。この結果、21件の意見が提出されております。本日は、このパブリックコメントにおいて提出された意見の内容を確認した上、それら意見に対する本研究会の考え方及び意見を踏まえた中間報告書の修

正の要否についてご議論をいただきたいと存じます。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。カメラ撮りの方はご退室をよろしくお願いしたいと存じます。しばらくの間、皆さんお待ちいただきたいと存じます。

(カメラ退室)

【新美座長】 それではまず、資料1及び資料2につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【大塚料金サービス課企画官】 事務局でございます。今ほど座長からご紹介いただきました意見募集の結果につきまして、資料1に基づきましてご紹介させていただきます。

1ページをご覧いただければと存じます。意見提出は21件ございまして、意見提出者といたしましては、そちらに記載がございます13の団体、それから個人の方から8件のご意見を頂戴したところでございます。

2ページ以下、いただきました意見及びそれに対する考え方のうち、時間の関係もございますので、主なものをご紹介させていただきたいと思います。

2ページ目、まず総論でございます。 賛同の意見をテレコムサービス協会、全携協から 頂戴してございます。 これらについては、 賛同の意見として承るという考え方にしてござ います。

「第1章 はじめに」でございますけれども、①といたしまして、料金プラン・サービスは引き続き事業者間の自由競争に委ねられるべきというご意見をUQコミュニケーションズからいただいてございます。考え方ですが、携帯電話事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要と考えますと記載してございます。

②その他でございますけれども、報告書の記述についてのご意見をソフトバンクから 2件いただいておりまして、1件目につきましては、MNO3社の提供する料金プランに ついて、横並びという評価は必ずしも適切ではないというご意見でございます。これにつ きまして、考え方でございますが、MNO3社の料金プランの中には、音声基本料をはじ めとして横並びとなっているものが少なくないため、原案を維持することが適当と記載し てございます。

2件目のソフトバンクのご意見ですが、料金の国際比較について、利用者料金にはさまざまな比較方法があること等からも、我が国のモバイル市場について利用者料金が総じて

高い状況という評価は現状認識としては極めて一面的であり、不正確な表現であるという ご意見を頂戴しております。これにつきましては、ご指摘の記載は、参考資料にある「電 気通信サービスに係る内外価格差調査」における通信料金の国際比較を踏まえた評価とし ての指摘があることを記載したものであり、その内容において不正確な点はないため、原 案を維持することが適当とさせていただいてございます。

次に「第2章 これまでの政策の概要」でございます。こちらにつきましてUQコミュニケーションズから、これまでの政策の効果を分析・検証し、政策提言を行うべきというご意見がございました。考え方でございますが、規制の追加に当たっては、それまでの政策の効果の検証を踏まえることは当然であり、それまでの政策や関係者による取組を踏まえても、依然として事業者間の公正な競争環境の整備あるいは利用者利益の保護の観点から問題が指摘されるのであれば、携帯電話事業者による公正な競争の中で真に利用者のためになる工夫が進められるよう、必要な政策を追加的に講ずることが適当と考えますとさせていただいております。

次に「第3章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言 緊急提言を受けた対応」 でございます。①といたしまして、オプテージから賛同のご意見をいただいてございます。

②といたしまして、制度の検討に際しては関係者の意見を十分に聞くべきというご意見を、楽天モバイル、オプテージ、テレコムサービス協会、クアルコムジャパンから頂戴しております。こちらにつきまして、中間報告書に記載のとおり、制度の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいと考えますとさせていただいております。

③といたしまして、フォローアップを要望というご意見を、テレコムサービス協会、全 国携帯電話販売代理店協会からいただいてございます。こちらにつきまして、5ページの 右側でございますけれども、中間報告書に記載のとおり、本研究会においても、緊急提言 や中間報告書を受けた総務省や電気通信事業者等の取組について適時なフォローアップを 行う予定とさせていただいております。

④でございますが、5Gの円滑な普及に留意をすべきであるというご意見を全携協、クアルコムジャパンからいただいてございます。こちらにつきまして、5ページの下の段でございますけれども、5Gの円滑な普及のためにも、利用者が通信料金と端末代金のそれぞれを正確に理解した上で、自らのニーズに沿って通信サービスや端末を選択できるよう

な環境を整備することが利用者利益の確保のために必要であると考えますと記載させてい ただいております。

引き続きまして6ページの下段でございますが、猶予期間を設定すべきであるというご意見をUQコミュニケーションズ、ソフトバンクからいただいてございます。ソフトバンクのご意見につきましては、7ページから8ページにわたってございますが、猶予期間のご意見の他に、対象サービス、期間拘束の取扱い、対象とする事業者についてご意見をいただいてございます。これらにつきまして、まず猶予期間についての考え方を6ページの下段の右側に記載してございます。一般論として、法施行日までに法を適切に履行する体制を整えることが原則であり、まずは関係事業者において、改正後の電気通信事業法の施行日までに、その履行に必要な準備を終えることが求められるものと考えますとさせていただいてございます。

先ほど申しましたとおり、ソフトバンクからは、その他のご意見もいただいているところでございますけれども、7ページの下段の考え方の中の3段落目、改正法案の下での制度の詳細については、同法案の成立後に検討が行われるものとした上で、中間報告書に記載のとおり、制度の詳細の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいとさせていただいてございます。また、適用対象となる事業者についての考え方につきましては、改正法案において規制されている役務に係る禁止行為の対象事業者については、同法案において対象となる移動電気通信役務の「利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く」とされておりますところ、総務省においては、一部の事業者を対象から除く場合であっても、モバイル市場における公正競争が確保されるよう、その範囲は極めて限定的なものとすることが適当と考えますとさせていただいてございます。

引き続きまして8ページでございますが、⑥といたしまして、規制の対象となる事業者を限定するべきというご意見でございます。こちらは、中ほどに記載がありますが、全てのMVNOを適用除外にすべきというご意見でございます。こちらにつきましては、先ほどと同じく、適用対象から除く範囲については極めて限定的なものとすることが適当と考えますと記載させていただいてございます。また、9ページでございますけれども、総務

省においては、その具体的な範囲について、BWAサービスについても相当の利用者数があること等を踏まえて検討することが適当と考えますと記載させていただいてございます。引き続きまして、同じく9ページの⑦といたしまして、規制の対象となる事業者に例外を設けるべきでないというご意見でございます。こちらは先ほどのソフトバンクからいた

を設けるへきでないというこ息見でこさいます。こららは光はとのクフトハンクからいただいたご意見の一部と同じでございますので、考え方も同じものを記載させていただいております。

その次の®ですが、制度の詳細を定めるに当たっては具体的な根拠を示すべきという意見でございます。これにつきましても考え方といたしまして、先ほどご紹介させていただきました考え方と同じく、関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいと考えますという内容を記載させていただいております。

③でございますが、その他のご意見として個人の方から2件いただいてございます。販売代理店に総務省への届出義務を課すことでは不十分であるというご意見がございました。これについての考え方といたしまして、この法案におきましては、対象となる媒介等業務受託者に対しまして一定の届出を義務づけているほか、届出事項に変更があった場合には遅滞なく変更の届出を出すことを義務づけているということを記載してございます。また、個人8のご意見といたしまして、通信料金と端末代金のセットには有意義な部分もあるが、諸問題が多く見受けられるため、その是正を求めるというようにしてはどうかとのご意見を頂戴しているところでございます。これについての考え方といたしまして、第3章の1に記載しております緊急提言につきましては別途意見募集を行い、取りまとめたところでございますので、こちらについては今回の意見募集の対象外ということで、原案どおりとさせていただきますということを記載してございます。

続きまして「第4章 利用者料金に関する事項 1. 利用者の理解促進に関する事項」でございます。①賛同の意見といたしまして、全相協、イオンリテールからご意見を頂戴しております。

また、②といたしまして、NTTドコモから、経過措置を設定すべきであるというご意見を頂戴しています。これについての考え方でございますけれども、支払総額の目安の表示については、改正後の電気通信事業法の施行の時点で実現されることが適当であるとした上で、総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正について、関係者の意見も聴いた上で、必要に応じて経過措置等も含めて検討することが望ましいと記載してございます。

引き続きまして、③といたしまして、事業者に過度な対応を求めることがないよう、あるいは画一的な対応を求めることがないよう配慮を要望するというご意見をソフトバンク、KDDIから頂戴してございます。考え方でございますが、利用者が料金プランを選択する際及び契約を締結する際の参考となるよう、今後の消費者保護ガイドラインの改正を踏まえながら、事業者において、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当と考えますと記載してございます。

その次、同じく第4章の「2.広告表示の適正化」でございます。1件、イオンリテールからご意見をいただいてございまして、携帯電話事業者の自主性に頼るだけではなく、総務省や消費者庁による継続的な調査及び携帯電話事業者への指導が必要であるというご意見でございます。考え方でございますが、表現行為である広告の内容についての規制は必要最小限であることが望ましく、事業者等の関係者において景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲載されないよう、自主的な取組を強化することが望ましいと考えますと記載させていただいているところでございます。

続きまして、同じく13ページ、「3.中古端末の国内流通の促進」でございます。 賛同の意見、それからフォローアップ等を要望というご意見を、テレコムサービス協会、オプテージ、イオンリテール、全相協からいただいているところでございます。

引き続きまして「4.利用者料金等のモニタリング」でございます。こちらにつきましては、①として賛同のご意見をオプテージからいただいてございます。

また、②といたしまして、モニタリング体制を整えることは料金自由化に逆行し、事実上の料金規制のための体制を整えることとなるため、不適当というご意見をUQコミュニケーションズからいただいております。こちらにつきまして考え方でございますけれども、モニタリング体制を整えることは、モバイル市場の公正競争の促進に関する取組の定性的・定量的な検証の重要性に鑑み、その実施が適当としているものであり、「料金自由化に逆行し、事実上の料金規制のための体制を整える」ものではありませんということを記載してございます。

③でございますが、モバイル市場の公正競争の観点から、独占禁止法に照らした調査及 び検証が必要というご意見をイオンリテールからいただいております。こちらにつきまし ては、参考として承るということを記載してございます。

引き続きまして15ページ、「第5章 事業者間の競争条件に関する事項 1.接続料算 定の適正性・透明性の向上」でございます。まず「(0)総論」でございますけれども、U Qコミュニケーションズから、二種指定制度を一種指定制度と同等の規制とすべきでないというご意見をいただいております。これにつきまして、考え方でございますが、MNOとMVNOとの公正競争確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料水準や算定根拠などその算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であると考えますということを記載させていただいております。

引き続きまして、「(1)適正性の向上」でございます。こちらにつきまして、①として、 賛同のご意見をテレコムサービス協会、オプテージ、イオンリテールから頂戴してござい ます。

②として、算定方式の見直しは不要であるというご意見を、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクからいただいております。例えばNTTドコモからは、現に接続料に関する公正競争は確保されているため、算定方式の見直しは不要と考えますというご意見を頂戴してございます。また、仮に将来原価方式を導入する場合には、以下について考慮すべきとしまして先々の費用や需要を複数年にわたって合理的に予測することは極めて困難であること等、4つの事項を掲げていただいております。

これらについての考え方でございますけれども、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘があります。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の原価等の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることにより、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘もあります。MVNOにおいて予見性の確保、キャッシュフロー負担の軽減等を図り、公正な競争環境を確保するため、将来原価方式により算定することが適当であると考えますとした上で、考慮すべき事項として記載されている事項については、具体的な算定方法の在り方についての議論の中で参考とされるものと考えますということを記載させていただいてございます。次のページをお願いいたします。③といたしまして、接続料算定の期間短縮は困難とい

次のペーンをお願いいたします。 ⑤といたしまして、接続科鼻足の期間短縮は困難というご意見をKDDIから頂戴してございます。 こちらについての考え方でありますけれども、接続料算定の期間については、MVNOにおける予見可能性を十分確保できるものとすることが適当と考えますということを記載した上で、接続料算定の期間短縮に係る検討については、算定の手順や費用についてのご意見の内容なども具体的かつ詳細に確認した上で行うことが必要となるものと考えますということを記載してございます。

引き続きまして「(2)透明性の向上」でございます。こちらにつきましては、①といた

しまして、テレコムサービス協会、イオンリテール、オプテージから賛同の意見を頂戴しております。

②といたしまして、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDIから、透明性は既に確保されている、あるいは二種指定制度が届出制であることの趣旨を踏まえ、審議会への報告は限定されるべき、あるいは実施すべきではないというご意見を頂戴しております。これについての考え方でございますけれども、MNOとMVNOとの公正競争確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠など、その算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であると考えます。そのため、一種指定制度における取組も参考に、総務省において、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当であると考えますということを記載してございます。

20ページをお願いいたします。「2.ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証」で ございます。まず、①として賛同のご意見をテレコムサービス協会、オプテージ、全相協、 イオンリテールからいただいております。

②といたしまして、検証方法や対象を慎重に検討すべきというご意見をジュピターテレコムからいただいております。具体的には、21ページの下から2段落目でございますけれども、対象となるMVNOの範囲については、単にグループであるか否かであるという形式的な要件で判断するのではなく、モバイル市場におけるシェアなど市場への影響等から判断すべきと考えますというご意見を頂戴してございます。こちらについての考え方でございますけれども、二種指定事業者として接続料の設定を行うMNOの低廉な料金プランやそのグループ内のMVNOの料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助が行われなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われるということになりますと、他のMVNOは速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えます。その上で、検証時におけるバンドルサービスの取扱いに関するご意見については、検証の在り方について検討する際の参考とさせていただくということを記載してございます。また、具体的な検証の対象とする事業者については、検証の在り方の一環として検討されるものと考えますということを記載してございます。

引き続きまして、③といたしまして、具体的な検証は難しいのではないかというご意見をソフトバンクからいただいてございます。こちらについての考え方につきましては、冒頭に先ほどの考え方と同じものを記述してございます。その次の22ページ、考え方の第

2段落目でございますけれども、モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずは 二種指定事業者として接続料の設定を行うMNOの低廉な料金プラン、それからそのグル ープ内のMVNOの料金プランについて、接続料の総額と営業費相当額との合計が利用者 料金収入を上回らないものであるか等について確認を行うことが適当であると考えますと いうことを記載してございます。

④といたしまして、検証の必要性が不明であるというご意見を、3ページにわたりましてUQコミュニケーションズからいただいてございます。具体的な内容といたしましては、検証の目的、検証の対象、方法、評価の方法、求められる措置、これら5つの点についてご意見をいただいてございます。考え方につきましては、先ほどご紹介させていただいたものを基本としながら、具体的に挙げていただいている5つの項目につきましては、検証の在り方について検討する際の参考とさせていただきますということを記載させていただいてございます。

引き続きまして⑤でございますが、中間報告書で示されている検証方法は一部のMVN Oのビジネスモデルを否定しかねないというご意見をKDDIからいただいております。 具体的には、企業成長の手法として既存事業のアセットを新規事業へ活用することは当然の対応であり、現にさまざまな企業が自社のアセットを背景にMVNOに参入しているというご意見をいただいております。考え方としては、上に記載いたしました考え方を記載しているところでございます。

以上が、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証に関するご意見及び考え方でございました。

その次に「3.音声卸料金の適正性の確保」でございます。こちらにつきましては①賛同のご意見といたしまして、テレコムサービス協会、オプテージ、全相協からご意見をいただいております。

②でございますが、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクから、MNOは音声卸料金の見直しの実施を検討している。事業者間の協議状況を注視し、その結果を踏まえて検証の必要性を判断するべきというご意見をいただいております。これらについての考え方でございますが、音声卸料金は、設定以降見直しが行われておらず、約10年にわたって見直しが行われていない例もあります。その上で、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えているなど変化が生じているということを述べてございます。その上で、MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料

金が音声卸料金を下回る場合には、公正な競争が期待できないと考えるということを述べた上で、最後でございますけれども、総務省において、実質的な利用者料金と音声卸料金の水準の比較を行うことにより検証を行うことが適当であるということを記載してございます。

引き続きまして、③従量制の卸料金は、接続料と同様に検証及び改定が行われるべきというご意見をイオンリテールからいただいております。これについての考え方でございますが、音声卸料金はリテールマイナス方式により設定しているとされているところ、まずは実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について比較を行う等の方法により検証することが適当であると考えますということを記載しております。

引き続きまして「4.MVNOによる多様なサービス提供の実現」でございます。こちらにつきまして、①賛同のご意見をテレコムサービス協会、オプテージからいただいております。

②といたしまして、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮が必要であるというご意見をソフトバンク、KDDI、NTTドコモからいただいております。考え方でございますが、セルラーLPWAについて、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけでなくMVNOによっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになることが重要と考えていますと記載した上で、そのためには、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要があると考えるということを記載しております。

次のページをお願いいたします。「5.MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与」でございます。こちらは賛同の意見をテレコムサービス協会、オプテージ、NTTドコモ、KDDIからいただいております。

また、その他のご意見として、電波の利用状況調査について評価・公表を検討する際には、事業者の意向を十分に配慮することを要望するというご意見をソフトバンクからいただいております。また、29ページから30ページにわたって、日本ケーブルテレビ連盟からご意見がございました。近年の地域BWAあるいはローカル5Gにつきまして、地域MNOと全国MNOとの間における接続ルール等の制度的手当てがなされていないということをご主張の上で、これらについて制度的な担保が必要ではないかというご意見でございます。こちらについての考え方でございますが、ご指摘の諸課題の取扱いについては、5G時代も見据え、公正な競争環境の確保等の観点から別途検討されることが望ましいと

考えますということを掲載しております。

3 1ページをお願いいたします。「6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用」でございます。こちらにつきまして、①賛同のご意見をテレコムサービス協会からいただいております。

一方、②反対のご意見をUQコミュニケーションズからいただいております。ご意見と いたしましては、接続協議の優劣、指定基準等について十分な検討が行われたとは言いが たいというご意見でございまして、具体的には、(1)から(5)までの事項について考え 方を示してほしいという内容でございます。具体的な内容としまして、(1)につきまして は、今回新たに全国BWAを指定の対象とするのであれば、これまでの電話サービスを念 頭に置いた基準をそのまま適用することが適切かどうか、検証・検討することを要望する というご意見でございます。(2)につきましては、MVNOの設備開放による収益拡大の インセンティブは、BWA事業者ではなく大手携帯電話事業者の側の問題であると認識し ているというご意見でございます。(3)につきまして、接続交渉上の優位性について、当 社が接続交渉における不当な差別的取扱いあるいは協議の引き延ばし等を行っている客観 的事実があるかどうかを検証する必要があるのではないかというご意見でございます。 (4) につきましては、キャリアアグリゲーション端末はデュアル端末と異なるものであ るので、デュアル端末と同じように接続交渉上の優位性を測る上で2カウントとすべきか 検証・検討が必要ではないかというご意見でございます。(5)につきましては、シェアの 算定方法、算定結果を関係事業者に対して情報開示していただくよう要望するというもの でございます。

こちらにつきまして、少し長くなりますけれども、31ページから考え方をご紹介させていただきます。本研究会は、全国BWA事業者が設置する設備を二種指定設備として指定することの要否について、制度の趣旨を確認し、これまでの情報通信審議会における考え方に照らして検討を行いました。その結果、全国BWA事業者は、端末シェアが一定割合を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても、交渉上の優位性を有していると認められることから、当該事業者の設備を指定するべきとの判断を取りまとめたものですということを記載してございます。

(1)~(5)に関しての考え方でございますけれども、(1)につきましては、二種指定制度は、2001年の制度創設時にはMNO間の音声伝送交換機能の接続を前提とするものでしたが、2011年の情報通信審議会答申において、データ伝送交換機能の接続が実

現していたMNOとMVNOとの関係について整理がなされ、翌年6月には指定基準が25%から10%に見直されたこと、また、2016年3月には対象となる特定移動端末設備にBWA端末を追加するに当たっては、2014年12月の情報通信審議会答申において電波利用の連携がなされていることが検討の前提として指摘されているところであるということを記載しております。その上で、本研究会においては、現在の全国BWA事業者のネットワークの状況をこれまでの整理に当てはめた結果、「交渉上の優位性」を有していると認められることから、二種指定設備として指定するべき旨取りまとめたものであるということを記載してございます。

引き続きまして、(2)でございますけれども、こちらは先ほどの2011年の情報通信審議会答申を引いてございまして、原則、全てのMNOはMVNOとの関係において交渉上の優位性を持ち得るとした上で、「しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しい」と整理されていることを紹介しております。その上で、現在の全国BWA事業者のネットワークの状況を当該整理に当てはめて検討した結果、全国BWA事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備のシェアの大半が携帯電話事業者におけるキャリアアグリゲーションによるものであっても、その結果、全国BWA事業者は、当該携帯電話事業者から多くの収益を得ることになり、本件整理における「MVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働く」ということにはなっていないことを確認したものですということを記載してございます。

- (3)の交渉上の優位性の考え方につきましては、接続における不当な差別的な取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保するため、接続約款の届出・公表の義務等を課すものである。現に不当に差別的な取扱いあるいは接続協議の長期化等を引き起こしていることを指定要件とするものではないということを記載しております。
- (4)につきまして、キャリアアグリゲーションの場合の端末シェアの数え方でございますが、特定移動端末設備のシェアについては、各電気通信事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数をカウントすることとされているところ、キャリアアグリゲーションの場合も携帯電話事業者の設置する設備に接続される端末の数は1であり、全国

BWA事業者の設置する設備に接続される端末の数は1であることから、両者についてそれぞれ1とカウントすることが適当ということを記載しております。

最後に(5)端末シェアの算定方法につきましては、電気通信事業法施行規則の規定に 基づいて算定されていること、また、その指定については、電気通信事業法の規定に基づ き審議会に諮問しなければならないとされているものであって、その算定根拠については、 指定の過程において審議会において確認されることが適当と考えますと記載しております。

その次でございますが、UQコミュニケーションズ、KDDIから、交渉の場に立たない事業者に本当に交渉上の優位性が存在するのか否か、丁寧な議論が必要であるというご意見をいただいてございます。こちらにつきまして、2011年の情報通信審議会答申において、「原則、全てのMNOはMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得る」とされているところであり、接続協議における実際の交渉を、設備の設置事業者自身が行うとしても、設備の設置事業者から交渉を委ねられている他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えますということを記載しております。

また、先ほどご紹介いたしましたUQコミュニケーションズと同種の意見を、KDDI、 ソフトバンクからいただいてございまして、同種の考え方をそれぞれ記載させていただい ているところでございます。以上、長くなりましたが、第5章でございます。

引き続きまして「第6章 モバイル検討会のフォローアップ」について賛同の意見をテレコムサービス協会、楽天モバイル、オプテージからいただいております。

また、MNPに関して調査及び検証が必要というご意見をイオンリテールからいただいているところでございます。

次に「第7章 将来的な課題についての検討」について、賛同の意見をテレコムサービス協会、オプテージ、NTTドコモからいただいてございます。

また、KDDIからはその他の意見としまして、5Gの通信ネットワーク構築には大量の光回線が必要となるということを述べられた上で、3点の検討課題をご提示いただいているところでございます。こちらについては、5G時代も見据え、公正な競争環境の確保の観点から、別途検討されることが望ましいと考えますということを記載してございます。

次に、KDDIのご意見でございますが、新たな制度の検討・運用に当たっては、今後もMNO、MVNOを含めたモバイル市場における設備競争及びサービス競争の機能の担保を目指し、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過

度な規制を課すことがないよう、十分な配慮が必要というご意見をいただいております。 これについては、考え方として、参考として承るということを記載してございます。

「第8章 おわりに」でございますけれども、ソフトバンクから、省令案の調整においては、各ステークホルダーの意見を十分に考慮するとともに、今後のフォローアップを行うことを要望するというご意見をいただいてございます。こちらにつきましては、先に述べた内容を考え方として記載させていただいてございます。

最後に、その他のご意見でございますけれども、個人の方からご意見を頂戴してございます。また、41ページでございますが、個人5及びUQコミュニケーションズから今回の意見募集期間についてのご意見をいただいてございます。また、会合の議事録の公開が遅かったのではないかというご意見をソフトバンクから頂戴しておりまして、こちらについての考え方でございますけれども、議事要旨については可能な限り早期に公表するよう努めてまいりますということを記載してございます。

以上が、提出された意見及びそれに対する考え方の案でございます。右側に報告書の修正の要否について記載をしてございますけれども、いただいた全てのご意見について報告書の修正の必要性はないのではないかということを案として記載させていただいてございます。ただ、資料2-1として報告書の案を改めて配らせていただいてございますけれども、前回の会合以降、事実関係に更新がなされた事項がいくつかございました。代表的なところを申しますと、例えば4ページでございますけれども、今回新たに2017年度の実績を踏まえた接続料が算定されております。こういったところを更新する、あるいは先生方からのご意見につきまして、議事録の確定を行う中でいただきましたご意見を反映させるといった修正のみを行っているところでございます。

以上、意見募集の結果及び報告書の修正内容につきまして、事務局からご説明させてい ただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【新美座長】 ご説明ありがとうございました。それでは早速、ただいまの説明に基づいた討議に移りたいと存じます。説明にもありましたように、中間報告書(案)に対するご意見、そしてそれに対する考え方の案、それから最後にありましたように中間報告書の案に、データのアップデートなどをした上での修正が施してございますが、それについてご意見あるいはご質問ございましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。佐藤さん、よろしくお願いします。

【佐藤構成員】 前回も申し上げたとおり、我々の議論を反映していただいていると思

いますので、報告書の内容に関しては、これで結構だと思います。

5 Gの普及において、端末補助が非常に効果的・効率的だという意見がクアルコムから示されていましたが、私のコメントとしては、新しいネットワーク技術を使った新しいサービスが生まれ、より良いサービスが提供されていくことが 5 Gの普及にとって大事なことであり、端末に補助金を出すことではなくて、そのような状況を実現できる公正競争の環境をつくっていくことが、ここでの議論だと思っています。

また、ネットワーク提供に係るインセンティブについて、ドコモから、HLR/HSS機能解放等ネットワーク解放の多様性の観点も考慮すべきではないかとの意見がありました。設備・機能のアンバンドル等どのようなネットワークの開放が競争上求められるのか、重要な課題であると思います。報告書の55ページ以降に示されている、MVNOへのネットワークの提供の促進、事業者間の競争促進、利用者利益の保護、電波の公平かつ能率的な利用の確保といった観点で、アンバンドル機能等MVNOにどのような形でネットワークが提供されているか、されるべきかについて整理して、必要な情報を得るよう検討していただきたいと思います。

【新美座長】 コメントありがとうございます。事務局から何かお答えすることはございますか。よろしいですか。

【大塚料金サービス課企画官】 今、佐藤先生からご指摘いただきましたMVNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与につきましては、平成31年度の利用状況調査に向けて、現在、検討してございますので、ご指摘を踏まえて準備を進めたいと思います。

【新美座長】 どうもありがとうございます。

それでは、そのほかにご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いします。西村さん、 どうぞ。

【西村(真)構成員】 まとめていただいたことについて異議は特段ないのですが、これから細かなことがいろいろと決まってくると思います。12ページには、考え方として、今後の消費者保護ガイドラインの改正を踏まえながら行うことが適当と書いてあります。 我々相談員は、この消費者保護ガイドラインをしっかり読んでいろいろな対応を考えていますので、ガイドラインにおいてわかりやすく解説していただけると大変助かります。

もう一点なのですが、13ページや15ページに、イオンリテールさんが、独占禁止法 や景品表示法上も絡めてというような意見を出されています。消費者が契約するときには、 電気通信事業法だけでなく、景品表示法や独占禁止法、特定商取引法などいろいろな法律 が絡んできます。そのため、実態に即して省庁横断的に必要な検討をしていただけると大 変助かります。よろしくお願いいたします。

【新美座長】 ありがとうございます。今後の要望ということで承らせていただきます。 そのほかご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いします。相田先生、よろしくお 願いします。

【相田座長代理】 全国BWA事業者の二種指定について、まだかみ合っていないのかなという気がしています。例えば31ページに、UQコミュニケーションズさんから、これまでの電話サービスを念頭に置いた基準をそのまま適用することが適切かどうか、検証・検討することを要望いたしますとの意見があります。それから、34ページに、ソフトバンクさんからも、閾値の適正性について検証されるべきと考えますとの意見があり、10%という閾値が適切かどうかについて見直してほしいということを幾つかの事業者さんが言っているように見えます。考え方を見ると、交渉上の優位性があるということについてはかなり明記してあるんですけれども、この10%という閾値については、これまでの整理に当てはめた結果という表現になっています。報告書(案)の本文を見ても、10%を超えた場合には、それが電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきであると書いてあるのみです。この10%を見直す余地について、この研究会でこの辺を議論したとき、私は欠席させていただいたような気もするので、もう少し書いていただいたほうが良いと感じました。

【新美座長】 よろしいでしょうか。今の点、事務局からご説明ありましたら。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。10%という閾値につきましては、報告書でご紹介させていただいたように情報通信審議会においてご整理いただきまして、今回の研究会の中でもご議論いただく中で、この過去の整理というものを変える必要があるというご意見は特段なく、今回の事案は過去の整理に沿って当てはめができるのではないかというご議論であったと記憶しております。

【新美座長】 よろしいでしょうか。

【相田座長代理】 そこら辺をもう少し明示的に、例えば、10%についても見直すべきという意見はありませんでしたということを書いていただければ良い気がするんですけれども。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。ご指摘のとおり、修正を検討

させていただきます。ありがとうございます。

【新美座長】 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございましたらよろしく お願いいたします。大谷さん、よろしくお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございました。短期間にたくさんの意見を寄せていただいた事業者の方、これから検証などを進めていく上で必要な論点をお示しいただいたものと思いますので、事務局サイドにとって、また我々にとっても非常に参考になるご意見をいただいたものと、まずは御礼を申し上げたいと思います。

その上で2点ほど、特に修正意見ということではなく、私自身の考え方を整理しながらお話ししたいと思うのですが、1つ目は、今回の報告書の対象とするサービスについて、いただいたご意見の中では、例えば7ページに、対象サービスについて、課題が顕在化しているスマホなどを対象にすべきだとか、あるいは10ページに、タブレットやモバイルルーターは違うのではないかというご意見もいただいているところです。けれども、この対象サービスをどのように定めていくかについては、現に今その課題が顕在化しているサービスのみに限定するということではなく、利用者から同種のサービスとして認識されているものにしていくことが必要だと考えております。その意味では、10ページに書いていただいた通信モジュールやIoT関係の端末、またM2Mについても言及された意見があったと思いますが、それらについては利用者にとっての利用の仕方、販売の仕方等も異なっているので、別に考えるとしても、例えばキッズ端末とかタブレット、モバイルルーターというものについては、利用者におけるサービスとして類似するもの、同種のものとして認識されていると思いますので、対象とすべきではないかと考えております。

それからもう一点なのですけれども、事業者を中心として、ネットワークの同等性確保の検証、スタックテストについていただいたご意見は20ページから24ページにかけて示されているところです。これに対する考え方について、検証対象をどうするかですが、具体的には、21ページの右側に「検証対象については、二種指定事業者として接続料の設定を行うMNO及びそのグループ内のMVNOについて確認を行うことが適当と考えますが」と書かれておりまして、中間報告書の書き方と若干違っているのかなと思っております。中間報告書では46ページの一番下の段落ですが、「まずはMNOの低廉な料金プラン及びMNOのグループ内のMVNOのプランについて」という書き方をしておりますので、考え方の方が少し絞って書かれているのかなという感想を持ちました。これは中間報告書案の48ページで想定しているのが、二種指定事業者とそのグループ会社であるMV

NOについて例として挙げてあるということに関係があるのかもしれないんですけれども、 検証の順番については、考え方に示されているように、まず二種指定事業者とグループ内 MVNOについて確認した上で、その確認の仕方やそこで見出した課題などが、MNOの 低廉な料金プランの確認をするときにも十分に役立つと思われますし、それ以外のスタッ クテスト、類似の検証を行う上でも有益だと思いますので、順番としてはこのようなやり 方に賛同しているものです。ただ、この検証の順番が事業者にとってあまりにも大きな影響を与えるものにならないように配慮しながら進めていくことが重要だと思っております。 以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。今の2点目について事務局から何かございますでしょうか。

【大塚料金サービス課企画官】 ご指摘いただきました検証の対象となる事業者に関しまして、記述に少しぶれがあるということはご指摘のとおりだと思いますので、考え方を 修正することを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【新美座長】 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしくお願いします。

いかがでしょうか。ほかにございませんか。特にございませんようでしたら、このあたりで議論の取りまとめに入りたいと思いますが、ただいま皆様方からいただいたご意見からいきますと、幾つかの若干の修正のご提案があり、事務局からも修正をするということがございましたが、この中間報告書(案)については大幅な、根本的な修正は特に必要なく、基本的にはご賛同いただいたということでございますので、この中間報告書(案)を原則として、いただいた修文については事務局と私とで調整しながら、最終的な案文をつくってまいりたいと考えておりますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし)の声あり)

どうもありがとうございます。そのような処理をしてまいりたいと思います。皆様方の精力的なご議論がきちんと反映できるように、最終的な取りまとめを進めてまいりたいと思います。どうも皆様方のご協力に感謝申し上げます。

なお、中間報告書の取りまとめに当たりまして、座長として一言コメントさせていただ きたいと思います。

本中間報告書におきましては、緊急提言を受けた対応をはじめ、利用者料金に関する事項、事業者間の競争条件に関する事項のそれぞれに対しまして、喫緊の課題と考えられる

事項を極めて多岐にわたって整理してまいりました。今後、それぞれの課題に対しまして、 取組を進めるもの、そしてそのほかにより検討を進めていくものがあります。そういった ことにつきまして、総務省におかれましては、本中間報告書を踏まえまして、必要な措置 を早急に講じていただきたいと思います。

また、携帯電話事業者をはじめとする関係者におかれましては、本中間報告書の趣旨や 今後の総務省の措置を踏まえ、モバイル市場における公正競争を促進するという観点から、 必要な対応が迅速に行われることを強く期待する次第でございます。この中間報告書をき っかけとして、さらによりよい取組を進めていくことを心から期待するところでございま す。

私のコメントは以上でございまして、最後に、総務省総合通信基盤局の谷脇局長からご 挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【谷脇総合通信基盤局長】 本日の会合におきましても、中間報告書の取りまとめをいただきましてまことにありがとうございました。一言ご挨拶を申し上げたいと思いますけれども、新美座長はじめ構成員の皆様におかれましては、昨年10月以降11回にわたりまして闊達なご議論をいただきましたことに対して、改めて御礼を申し上げたいと思います。技術の急速な進展など環境変化が急速に進むモバイル市場におきまして、公正競争を一層促進し、利用者利便の一層の確保を図ることは極めて重要な政策課題であると考えております。構成員の皆様におかれましては、第1回の会合におきまして、利用者の立場に立った3つの基本的な視点を設定していただき、その視点から、現在のモバイル市場がどういう状況にあり、どういう課題があるのかご議論をいただいてまいりました。本研究会の検討に対しましては、大変多くの方々からご注目をいただきましたのも、やはり多岐にわたる課題に対して構成員の皆様が極めて精力的にご議論をいただいたことによるものであると考えております。その結果として、1月の緊急提言、また、本日の中間報告、併せて12項目のご提言をいただくこととなりましたけれども、いずれも公正競争の促進、利用者利便の向上につながる大変重要な課題でございまして、総務省といたしましては、これらを踏まえ、所要の取組を着実かつ速やかに実施をしてまいりたいと考えております。

なお、緊急提言でご提言をいただきました通信料金と端末価格の分離等を内容といたします電気通信事業法改正法案につきましては、今月11日に衆議院の本会議でご審議をいただいた後、総務委員会におきまして昨日も含めてご審議をいただきまして、委員会におきまして可決をしております。衆議院の本会議での最終的な採決をいただいた後、引き続

き参議院でご審議をいただくこととしておりますけれども、引き続きなるべく速やかな法 案の成立に向けて、私どもとしても最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

構成員の皆様におかれましては、今後、5 Gの進展等を見据えた将来的な課題につきまして、引き続きご議論をいただきたいと考えておりますので、利用者視点に立ったご議論をお願いしたいと考えております。

以上、これまでのご尽力に改めてこの場を借りて感謝申し上げますとともに、引き続き のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきたいと思いま す。どうもありがとうございます。

【新美座長】 谷垣局長、ありがとうございました。

それでは最後に、事務局から連絡事項がございましたら、どうぞよろしくお願いします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。次回会合の日程につきましては、別途ご案内させていただきます。

なお、本日取りまとめいただきました中間報告書では、将来原価方式の具体的な算定方法の在り方につきまして、専門家による検討体制で集中的に議論することが適当であるとのご指摘をいただいております。本件につきましては、関係の皆様にご相談の上、接続料の算定に関する研究会におきまして、来週24日水曜日からご議論をいただくことを考えておりますので、ご紹介申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【新美座長】 どうもありがとうございました。それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。

以上でモバイル市場の競争環境に関する研究会第11回会合を終了とさせていただきます。本日は熱心なご議論、大変ありがとうございました。

以上